

福岡 5 社目「えるぼし」認定の エフコープ生活協同組合に認定通知書

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく「えるぼし」認定について、福岡県内 5 社目の認定企業が出ました。

福岡労働局（局長 辻田 博）では、「エフコープ生活協同組合」を認定（1 月 31 日付）し、平成 29 年 2 月 21 日、当局で交付式を実施いたしました。

エフコープ生活協同組合の認定段階は「3」。5 つの評価項目すべてを満たしての認定です。



えるぼし認定マーク（3 段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5 つ全てを満たしている場合は★3 つ、3 つ又は 4 つであれば★2 つ、2 つ以下であれば★1 つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子

（平成 29 年 2 月 21 日）